

児童福祉の現状と未来

於： 胆江地区保育協議会歓送迎会

2016.5.20 遠藤清賢

初めに

保育制度についての細かい点を除き、その内容はある程度浸透していると思います。新制度が始まりまず処遇改善実施のために給与規程の変更が必要です。会計を新しい会計基準にしなければなりません。委託費の加算のために新たな申請や報告が求められました。制度が改まり2年目となり各施設は移行するか、しないか明確に結論を出すべきです。現在民間の施設に於いて課題になっているのは、社会福祉法人法の改正によって役員体制が大きく変化することです。全ての社会福祉法人は評議員会を組織しなければなりません。評議員は諮問機関ではなく決議機関となります。そして理事会は執行機関となります。今年度中に評議員会を組織し定款の変更が求められます。法律で定められた理事の定数は3人以上ですが、社会福祉法人は厚生労働省の通知によって理事の定数は6人以上となっています。その評議員は1名多い7名で組織されます。経過措置が検討されていて、小規模法人に於いては3年間に限り4名の評議員でも認められますが、小規模法人が具体的にどのくらいの規模の法人であるのか現在審議されています。評議員会の議決項目は役員人事に関する事、定款の変更に関する事、予算決算の認定、が主なものです。評議員会は定例の会議ではなく評議員会の決議の必要な時に召集されます。理事会は保育内容、職員人事、経営管理、予算計画その執行、等が決定されます。施設経営について施設組織全体がその内容を周知されることが求められ、しかもその内容について社会全般に開示しなければなりません。

この改革により評議員の選任、理事の選任、評議員を選任するための委員会（例として外部委員2名も求められている。）、定款の変更、役員会細則の変更、役員旅費・報酬規程の変更、等を行う必要があります。役員の実任責任がかなり重くなるため一定額の役員報酬を支給することが可能になります。しかし、多くの法人の本部会計は収入が無く、役員報酬を支出することは難しいと思います。理事会は保育現場の執行機関となります。理事会をどのような人材で構成されるかにもよりますが、実際の施設職員が理事会の構成員になることが考えられます。この場合、保育士は保育だけを行うということ以外にそれぞれの事業内容について施設の中長期計画の策定や社会の状況を踏まえた経営的な視点が求められるようになります。

保育現状

定員の満たされている施設は経営的には良い状況にあると言えます。定員が満たされていない施設は定員の縮小、職員の削減等の対応が求められ厳しい状況にあると思いま

す。しかし、聞こえてくるのは待機児童が増えていること、保育士がいないこと、等や、都市部に於いて保育所を新たに建築しようとした場合その地域住民からの反対運動が起きたなどの問題が多く報道されています。保育の継続が厳しい状況にある施設の訴えは中々聴こえてきません。地域全体でも数えるほどしか子どもが生まれないというところは非常に多くなっているのです。日本の各地では幼稚園、保育園を含めた子どもが利用する施設の定員が新生児の何倍のある地域が多く存在しています。実際、日本全国では全ての施設が定員を満たしているとする待機児童はないのです。十分な定員の余地があるのです。しかし、利用者が利用したいと思われている施設は、利便性などの理由によって働き場所に近い都市部に限定されているために待機児童が出ています。保育士の働き場所も都市部に集中しているのです。保育施設の格差は毎年大きくなるばかりです。保育給付が新制度開始前の年度から増額されて定員がほぼ同じ状況で昨年度と比較すれば委託費は200~300万円くらい多くなっていると思います。その増額された資金は処遇改善費として使いように指示されています。処遇改善のための事業展開としてキャリアアップの取り組みが促進されています。また、今年度からキャリアアップに取り組み、しかも職員平均経験年数が15年以上の施設でチームリーダーを配置し複数担任でのクラス運営を行う施設に対しての加算事業としてチーム保育促進加算という新しい加算事業が生み出されています。少子化の影響はもうすでに現れているのですが、都市部で待機児童を抱えている保護者の声の方が大きくなっています。現実には委託費の増額によって景気の良い話題が多くなり、少子化の問題や地方の施設の窮状があまり問題視されていないのが現状ですが、待機児童の問題よりも少子化による対策がより重要なのです。

国が今年度重点的に対応しようとしているのが事故防止についてです。重大事故が増加している現状があり、その対応に苦慮しているということが考えられます。新しい「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」内閣府令第30号の法律の第32条(事故発生の防止及び発生時の対応)で規定されています。事故防止員会の設置が求められています。事故発生の報告とその検証を行い施設全体で周知し事故防止に努めることが求められています。待機児童解消のために施設を増やし保育の内容を考慮せずに付け焼刃的な解消対策のために事故が増えているのかもしれませんが。保育環境も十分な広さを確保できないとか、最低基準を満たしていないで保育をしているなど、事故が起こるべきして起きているのかもしれませんが。

民間施設と公立施設

待機児童解消のための補助金によって株式会社の保育参入が促進されるのではと思われていましたが、新制度によって幼保連携型認定こども園は学校法人、社会福祉法人でなければ経営できない制度になっているためか、地方に於いては株式会社の参入は思ったほど多くないようです。反面、事業所保育が増えています。地域格差があ

りますが事業規模を拡大する社会福祉法人も増えているように思われます。子どもが多くいる地域と少ない地域での保育所の経営格差はますます大きくなるでしょう。しかし、最終的には、民間の保育施設は減少することになると思います。ここで地方にある公立保育園の存在は非常に重要になります。保育需要が少ない状況に於いても安定的に保育を実践できる能力を公立保育所は具えています。公立保育所の良さは市町村である運営主体が様々な機能や専門機関を備えているという点です。それぞれの行政の機関は高度な専門性を備えています。その連携を工夫すればその地域なあった保育実践ができる可能性に満ちているのです。行政の横の連携を工夫することでその地域独特の保育が展開できるはずで、その地域に於いて保育をどのように捉え住民の民意をどのように判断し生かすのかは、地方行政者の懸命な判断と智慧に委ねるしかありません。公立であることの利点を十分に活用できていないのが現状ではないでしょうか。

民間保育所は少子化の対策として合併し大規模施設として経営をするか、逆に小規模保育所として保育を継続するのか決断を迫られると思います。100人前後の定員で1法人1施設での保育園経営は非常に厳しくなることが予測されます。経営できるとすれば利用者からの信頼と保育の質、取り組みの内容、子ども達の成長している姿の発信、子どもたちが生き生きと喜んで過ごしている姿が補償されている保育が行われる施設運営が大切になると思います。安心、安全、優しさ、信頼、成長、専門性を施設一体で取り組むことが求められると思います。

社会の変化

日本の社会がどのような方向に向かって行くのは注意しなければなりません。政府は経済成長を推し進めようとしています。しかし、現状は非常に困難な状況になっています。社会全体は経済成長というより、いかに現状を維持してゆくかで精一杯のようです。中国経済は先細りになっています。ヨーロッパはISによるテロ対策、そして移民の問題でユーロ圏の連携が保てなくなっています。世界全体は、さらなる経済成長を求めても現実的に不可能な状況になっています。人口問題、貧困問題、気候変動、利益の再分配ができないこと、ナショナリズムの高まり、民主主義経済は壊れ始めています。日本は一見平穏に見えますが、国家財政は破綻しています。少子化が進み社会保険、年金制作が維持できるのか悲観的な見通しになっています。子どもを育てることが家族の幸福に繋がらない社会になりつつあることに不安を感じます。子どもを持つことが不利益に繋がると思われる社会に変化しているように感じます。自己の利己的な思いが各個人ますます強くなり、社会はますます優しい社会ではなく争い競う社会になっているのではないでしょうか。

保育の未来

このような社会の変化を食い止めるのは私たちの働きが重要です。今の自由で平和な

世の中をもたらしたのは、母親たちの強い子どもを愛する思いです。愚かな男たちが戦争や利己的な欲望を満たすために争う歴史の中で大切な命をその争いによって失った多くの母親たちの真実の悲しみが、今の私たちの平和な世の中の必要性を築いてきたのです。本当の平和と幸せを訴え、実践してきたのは、子どもたちを生み、その命を大切に育てた全ての母親たちであることを私達は確認できます。その思いが社会の文化となり、人間の正しい精神を養い育ててきたのです。確かに今の社会では、母親が社会に出て働くことは必要なことであるかもしれませんが、母親としての人間の本来持っている働きを無視し、生産性を重視した社会の一員として位置付けることが正しい事のように勘違いしている社会であってはならないと思うのです。女性として、男性として生まれつき備わっているそれぞれの体の機能と役割を大切にし、その上で社会の中で、子育てと社会的な生産活動が両立できる社会を創り、それを支えることが私たち保育者の大切な役割です。保育の原点は母親たちの働きの部分にあります。

現状のままでは、残念ながら多くの民間保育園は淘汰されてしまうかもしれません。予想では保育単独ではなく社会福祉事業全般を取り組む施設が存続するでしょう。そのために社会福祉法人の合併が行われ、総合的な福祉事業を行うところが盛んになるかもしれません。

保育の無償化が段階的に進められています。少子化によって保育施設の数の減少がさらに進むようになると幼児の保育料が完全無償になり保育の義務化が行われるかもしれません。

保育は子どもたちにとって母親の愛情と同じく、掛け替えのない必要な働きです。経済活動の変化によって簡単に消え去ってしまうような保育園ではいけないということです。保育園として存在し続けるために強靱な体力を私たち保育施設は身に付けなければなりません。強靱な体力は豊富な資金を獲得するということではなく、その資金を如何に活用するのかということです。そして豊かな保育内容と、子どもたちへの深い愛情、共に生きることの希望と喜びであるべきです。そのために、私たちは社会に向けて保育の本質を社会に訴え続け、自分たちの保育を真摯に評価し、より良くするために弛まぬ努力が求められます。施設全員が心一つとして保育を実践することによって厳しい未来を切り開いて行かなければなりません。繰り返しますが、保育を継続するためには利用者からの強い信頼を得ること、取り組みの内容を検証しながら、子ども達の成長している姿、子どもたちが生き生きと喜んで過ごしている姿が補償されている保育園でなければならないと思います。安心、安全、優しさ、信頼、成長、専門性を施設一体で取り組むことが求められると思います。抽象的で精神論的な私論になってしまいましたが、どのように保育を行うべきなのかという具体論はそれぞれの施設で考えて頂きたいと思います。